

被扶養者の資格確認について ご協力をお願いします

本年も次のとおり被扶養者資格継続調査を実施いたしますので、該当する組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、調査書及び添付書類を提出していただけない場合、被扶養者資格の確認ができないため、認定取消しとなりますので、各所属所が設定する締切日までに提出していただきますようお願いいたします。

●調査対象者

18歳から70歳までの被扶養者（本年4月1日以降に被扶養者として認定された者を除きます。）

●調査方法

調査対象者がいる組合員の方に対し、7月に各所属所の共済事務担当課を通して「被扶養者資格継続調査書」を配付しますので、所要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、所属所の共済事務担当課へ提出してください。

●必要添付書類（調査書にのりづけ、またはホッチキスどめをしてください。）

被扶養者の現況に対する主な添付書類は次のとおりです。

1. 無職の方	無職証明書または非課税証明書（所得証明書）
2. 学生の方	有効期限の確認できる学生証の写しまたは在学証明書の写し
3. 給与収入のある方（パート、アルバイト）	被扶養者資格継続調査書の裏面にある給与支払証明書に、毎月の賃金明細を記入し、事業主から証明を受けてください。
4. 年金収入がある方	最新の年金改定通知書の写しまたは年金支給通知書の写し
5. 事業収入のある方	平成28年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し
6. 雇用保険、傷病手当金、利子・配当収入がある方	雇用保険受給資格者証の写し、手当金支給通知の写しなど収入の確認できる書類
7. 平成29年3月31日までに被扶養者となった平成7年4月1日以前生まれの無職無収入の子及び組合員の兄弟姉妹	非課税証明書（所得証明書）及び扶養継続申立書

上記添付書類のほか、必要に応じて関係書類を提出していただく場合もあります。

別居している学生以外の被扶養者について

添付書類として毎月の送金の確認できる書類（ATM利用明細書の写し等）が必要になりますので、平成28年7月送金分以降のものを添付してください。なお、添付できない場合、さかのぼって認定取消しとなりますのでご注意ください（学生の方は添付の必要はありません）。

なお、送金額は対象被扶養者の年間収入の2分の1以上かつ、毎月5万円以上送りしていることが要件となります。

●被扶養者認定要件

被扶養者として引き続き認定するには、一定の要件を満たすことが必要となります。詳しくは、当共済組合ホームページの「[組合員・被扶養者](#)」のページをご覧ください。

●被扶養者資格の取消し

この調査で被扶養者としての要件を欠くことが判明したときは、判明した日からではなく、その要件を欠くに至った日までさかのぼり認定取り消しとなります。この間に医療機関等で受診している場合は、共済組合が支払った医療費等については、返還していただくことになります。

上記記事に関する
お問い合わせは **保健課**
☎028-615-7816